

仕 様 書

1 件名

公益財団法人岡山市ふれあい公社雇入時健康診断業務（単価契約）

2 内容

労働安全衛生規則第 43 条に基づいて、公益財団法人岡山市ふれあい公社新規採用職員の健康診断を、本仕様書 3 履行期間及び 4 履行場所に示すとおり実施し、当財団及び受診職員に結果の報告を行う業務。

3 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

受注者が設置又は管理運営する健康診断施設（岡山市内に限る）

5 健康診断の内容

（1）検査項目

①	既往歴及び業務歴の調査
②	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
③-1	身長、体重、BMI、腹囲の検査
③-2	視力（裸眼視力、矯正視力）の検査
③-3	聴力（1000 ヘルツ、4000 ヘルツ）オーディオメータによる検査
④	胸部エックス線検査
⑤	血圧の測定
⑥	貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査、ヘマトクリット）
⑦	血液検査①（3 項目） 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP の検査）
⑧	血液検査②（3 項目） 血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセライド [*] の量の検査）
⑨	血液検査③（4 項目） 血糖検査、クレアチニン、尿酸、白血球数
⑩	尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
⑪	心電図検査

※血糖検査については、食後 3.5 時間を経過するまで実施しないこと。受診対象者へは当財団より通知を行う。

(2) 就業判定

通常勤務・就業制限・要休業等の判定を行うこと。

(3) 実施期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）までの間

なお、時間については概ね午前8時30分から午後5時までの間とするが、1日当たり10人以上の処理能力があれば、受付時間が短くても特に支障はない。

6 受診予定者数

(予定者数は当財団の都合により増減することがある)

120人以内

- ・ 1日10人以上受け入れが可能であること。
- ・ 1日の受診人数の設定は当財団と打合せのうえ、その指示に従うこと。
- ・ 車いす等利用の身体障害者の受け入れが可能であること。

7 健康診断の実施方法等

(1) 業務の事前打合せ

受注者は、受注決定後すみやかに、業務の実施方法及び内容の詳細、並びに電子データの構成等について、当財団と打合せを行うものとする。

(2) 受診票の作成等

- ア 当財団は、受診職員リストを作成し、実施期間の開始1週間前までに受注者に受け渡す。ただし、契約締結日以降に採用が決定した職員については、決定後すみやかにリストを受け渡すものとする。
- イ 受注者は上記によって得られた情報をもとに受診票等を作成する。
- ウ 受注者は、受診票等を職種・氏名が明らかになるように個別に処理する。
- エ 健康調査票（検査項目①及び②の調査）については、受注者が必要な項目について作成・準備し、原則健診当日に受診者に記載してもらうこと。

(3) 健康診断の実施

- ア 本人による予約・変更ができること。
- イ 受付業務及び健康診断当日の運営は受注者で行うこと
- ウ 当日受診できなかった者の取扱いは、別途協議するものとする。

(4) 健康診断結果に基づく判定

- ア 受注者は、検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行う。
- イ 各検査項目の判定基準及び判定区分は、基本的に受注者の基準によるが、事前に当該基準を当財団へ示し、協議するものとする。

(5) 健康診断結果に係る報告

- ア 本件委託業務に係る成果物として、健康診断結果報告（本人用・事業主用）

を当財団へ提出する。

- イ 健康診断を実施した結果、異常の所見があると診断された職員には、産業医による意見聴取を行い、意見を記載し署名すること。
- ウ 異常の所見があると診断された職員であって、緊急の対応を要すると考えられるものについては、速やかに当財団へ連絡すること。
- エ 要医療該当者には、健康診断結果通知表（受診者用）とともに「要医療報告書」（財団様式）を同封する。

（６）健康診断結果、X線撮影記録及び心電図記録の保存・管理

- ア 受注者は、健康診断結果・X線撮影記録及び心電図の記録等を診療情報として関係法令にしたがって保存する。
- イ 受注者は、履行期間経過後であっても、当財団の要請を受けたときは、これを貸し出せるようにしなければならない。

８ 支払条件

- （１）本件業務に係る委託料の請求金額は、各検査の契約単価にそれぞれの実施者数を乗じて得た額の全実施者分の税抜合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- （２）委託料の請求は、健康診断結果の報告が適正に行われ、当財団の検査確認が完了し次第、速やかに行うものとする。
- （３）当財団が請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払う。

９ 個人情報の保護

- （１）受注者は、この業務を処理するうえでの個人情報の取扱いに当たり、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。
- （２）この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、当財団は当該事故の公表をすることができるものとする。

１０ 経費の負担

この業務に必要な消耗品・運搬等の諸経費は、すべて受注者の負担とする。

１１ 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、当財団が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

1 2 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、当財団に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは、誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度当財団と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 医師法・医療法等の関係法令を遵守すること。
- (5) 受注者は、健診実施後、当財団職員の再検査又は要検査結果が届いた際には、その内容を財団へ開示すること。
- (6) 受診予定者数を超える場合は、本契約の契約金額（単価）で追加契約できるものとする。